

「14」、「21」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

平二十七・四・一以後終了事業年度分

1 平成27年4月1日以前に開始した事業年度にあつては、「2」、「3」及び「4」の各欄は、記載を要しません。

2 平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「15」、「16」、「17」及び「18」から「34」の各欄は、記載を要しません。

3 当期の試験研究費の額（「30の①」欄）が前期の試験研究費の額（前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額）（「32の②」欄）を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください（この場合、「24」欄には「0円」と記載します）。

法 0301—0606